

■ 宿泊

従事する業務区分	宿泊施設におけるフロント、企画、広報、接客
	レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務
従事できる関連業務	旅館、ホテルの施設内の土産物等売店における販売業務
	旅館、ホテルの施設内の備品の点検・交換業務
雇用形態	直接雇用
試験区分	1試験区分
技能試験	宿泊業技能測定試験
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト
試験免除等となる技能実習職種	宿泊
人数制限	なし
管轄省庁	国土交通省
受入機関に対して特に課す条件	宿泊分野特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと
	国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること
	風俗営業関連の施設に該当しないこと
	風俗営業関連の接待を行わせないこと